

証券コード 9878
(発送日) 2025年6月2日
(電子提供措置開始日) 2025年5月28日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

株 式 会 社 セ キ ド

代表取締役社長 関 戸 正 実

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第63期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <http://www.sekido.com/ir/shoshu>
(上記ウェブサイトアクセス頂き、メニューより「株主総会招集通知」をご選択頂き、ご確認ください)

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しております。

掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/9878/teiiji/>

なお、当日のご出席に代えて、P49「議決権行使についてのご案内」の記載のとおり、書面またはインターネットいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月17日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2025年6月18日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル本館43階
「スターライト」 |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | | 第63期（2024年3月21日から2025年3月20日まで）事業報告
及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 取締役3名選任の件 |
| 第2号議案 | | 監査役2名選任の件 |
| 第3号議案 | | 会計監査人選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

【ご案内】株主懇親会のお知らせ

本株主総会終了後、当社の近況につきましてより一層のご理解を深めていただくため、株主懇親会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(2024年3月21日から)
(2025年3月20日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、長引くロシア・ウクライナ、中東での戦争の影響と円安基調が続く中、企業業績や個人消費への影響が懸念される状況が続いております。

このような環境下、当社グループは、主力事業のファッション事業と美容事業による新たな成長戦略に取組んでまいりました。

ファッション事業（店舗運営事業）においては、韓国コスメのセレクトショップ『&choa!』を5店舗出店いたしました。また、昨年から取り組んでおりますAI解析による再来店促進施策を韓国コスメの『&choa!』にも拡げることいたしました。輸入ブランド専門店『GINZA LoveLove』では、ヘビーユーザー及び準ヘビーユーザー向けの商品展開にこれまで取扱いのなかったブランドを取り入れた他、引続き、アプリ会員獲得とプッシュ通知での情報伝達に努めました。

美容事業においては、商品戦略では、主力商品の販売強化を図るとともに、有力ショップ限定のプロモーションや新製品の先行販売、専用什器・プロモーション什器導入による売場一等地のスペース確保など、大手バラエティストアでの販売強化に取り組みました。また、複数の物流拠点による運用が事業効率を低下させていたことから、物流拠点の統合によるコストダウンを図りました。

しかしながら、美容事業の主力ブランド『MEDIHEAL』について、本国の方針転換による影響で日本市場での競争力が低下し、3月の大きなオンライン企画でも本国との協力体制が取れず、売上を落とすこととなりました。

また、前事業年度から取り組んでまいりました新規ブランドの発掘を強力に推進し、既存の流通網をそのまま活かせるブランドと続々と総代理店契約を締結できましたが、タイミング的に、当事業年度の実績貢献とはなりませんでした。

これらの結果、当事業年度の経営成績は、売上高は7,494百万円（前年同期比11.6%減）、総額表示による売上高は8,401百万円（前年同期比11.5%減）となりました。利益面では、売上高の減少とコスト高の影響で営業損失は276百万円（前年同期は147百万円の営業利益）、経常損失は329百万円（前年同期は125百万円の経常利益）、訴訟関連損失19百万円、減損損失276百万円、法人税等を55百万円計上した結果、当期純損失は545百万円（前年同期は36百万円の当期純利益）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、当社は、2024年3月期は連結業績を開示しておりましたが、当事業年度より非連結での業績を開示しております。そのため、セグメント別の前期比は記載しておりません。

[ファッション事業]

ファッション事業においては、韓国コスメのセレクトショップ『&choa!』を5店舗出店し、輸入ブランド専門店『GINZA LoveLove』11店舗、『&choa!』17店舗の全28店舗体制で運営しております。『GINZA LoveLove』では、顧客対策として、AIを使った顧客データ解析による再来店促進施策の効果を分析し、次の施策に活かすことを繰り返し、施策の精度を高めてまいりました。また、この手法を『&choa!』の販促施策にも広げることで、リピーターの増加につなげてまいりました。

これらの結果、売上高は4,122百万円（総額表示による売上高は5,029百万円）となりました。利益面では、出店コストの負担に加え、コスト高の影響もあり、セグメント損失は1百万円となりました。

[美容事業]

美容事業においては、主力ブランド『MEDIHEAL』について、本国の方針転換による影響で売上を落とすこととなりました。その一方で、新規ブランドの発掘と交渉を進め、3社の韓国メーカーと総代理店契約を締結しました。韓国で大人の女性に人気のラグジュアリーコスメブランド『KAHI（カヒ）』を展開するKOREATECH社、ヴィーガンコスメブランド『athé（アッテ）』を展開するLF社、並びに韓国スキンケアブランド『MEDIPEEL（メディピール）』を展開するSKINIDEA社です。しかしながら、契約締結と準備期間のタイミング的に、当事業年度の実績貢献とはなりませんでした。

これらの結果、売上高は3,156百万円、セグメント利益は97百万円となりました。

[賃貸部門]

賃貸部門では、売上高は35百万円、セグメント利益は30百万円となりました。

[その他]

その他の部門では、売上高は180百万円、セグメント利益は10百万円となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は217百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

・GINZA LoveLoveイオンモール各務原店	移転（岐阜県各務原市）	74百万円
・&choa!イオンモール太田店	新設（群馬県太田市）	21百万円
・&choa!横浜ビブレ店	新設（横浜市西区）	21百万円
・&choa!エミテラス所沢店	新設（埼玉県所沢市）	28百万円
・&choa!イオンモール各務原店	新設（岐阜県各務原市）	17百万円
・&choa!ららぽーと湘南平塚店	新設（神奈川県平塚市）	21百万円

③ 資金調達の状況

当事業年度の設備資金は、自己資金及び金融機関（リース会社を含む。）からの社債及び借入金を充当いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 60 期 (2022年3月期)	第 61 期 (2023年3月期)	第 62 期 (2024年3月期)	第 63 期 (当事業年度) (2025年3月期)
売 上 高(千円)	7,377,197	4,203,420	8,480,303	7,494,389
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	144,965	△70,285	125,446	△329,370
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(千円)	424,452	△112,300	36,646	△545,377
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は (円・銭) 当 期 純 損 失 (△)	209.50	△55.15	17.99	△267.69
総 資 産 (千円)	3,943,293	4,599,895	5,304,274	4,769,575
純 資 産 (千円)	950,082	741,533	786,240	233,406
1 株 当 たり 純 資 産 (円・銭)	463.92	361.11	383.06	113.07

- (注) 1. 第60期…当事業年度においては、コロナ禍においても確実に計画を実行するための取り組みに努めることで、増収増益となりました。
- 第61期…当事業年度においては、主力事業のファッション事業（店舗運営事業）において新規出店を進め売上高の増加に努めましたが、前期の途中から美容事業を100%子会社であるMEDIHEAL JAPAN(株)に移管したこと、また、当期より「収益認識に関する会計基準」の適用により、ファッション事業（店舗運営事業）売上の一部が総額表示から純額表示に変わったこと、更に、急激な円安の進行、商品原価や輸送コスト等の増加の影響もあり、減収減益となりました。
- 第62期…美容事業を運営する連結子会社であったMEDIHEAL JAPAN(株)を当事業年度の期首に解散し、その事業を当社で譲受けたことにより、売上高は大幅に増加しております。この影響も含め増収増益となりました。
- 第63期（当事業年度）…売上高については、美容事業において主力ブランドが売上減少となったこと、また、新規ブランドの発掘を積極的に推進したものの当事業年度への実績貢献とはならなかったこと等により減収となりました。また、利益面においては、売上高の減少とコスト高の影響により、当期純損失を計上する結果となりました。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第61期の期首から適用しており、第61期以降の事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
3. 当社の連結子会社であったMEDIHEAL JAPAN株式会社の清算終了に伴い、当事業年度より非連結決算に移行しました。よって「企業集団の財産及び損益の状況」につきましては、記載を省略しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

2023年3月22日の取締役会決議にて連結子会社であるMED I HEAL J A P A N株式会社の解散を決議しておりましたが、2025年3月19日に清算終了となりました。また、当社は非連結子会社2社を有しておりますが、利益基準及び剰余金基準その他の項目からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(4) 対処すべき課題

■店舗運営事業（ファッション事業）

直営店舗についてですが、「GINZA LoveLove」店舗においては、自社アプリやSNS等を利用し、WEBチラシによる会員様への購買促進を強化してまいります。また、購買履歴データをAI解析し会員様に適正な価格帯での「新商品のご案内」「セール情報」など、週30本以上のプッシュ通知を実施し、既存会員様のリピート率向上に努めてまいります。

「&choa!」店舗においては、前事業年度において実験的に店舗内POPUPを開催したところ、一定の効果があつたことから展開増を目指してまいります。今後についてはイベント要素を盛り込みながら認知度の向上を図るとともにwebサイトへの誘導を目的に店外催事を定期的に行います。

通販部門では、世界114カ国・地域への販売が可能な「Buyee Connect」を導入し、越境ECを開始いたします。さらに、インフルエンサー施策やソーシャルギフト機能の導入も検討し、グローバルな販路拡大とブランド認知の向上を図り、売上・利益の成長を目指してまいります。

■コスメティック事業（美容事業）

前事業年度中に日本総代理店契約を締結しました韓国APR社の美顔器シリーズで韓国シェアNO.1のダーマコスメブランド「medicube（メディキューブ）」は、2025年春より日本国内オフラインで本格的な展開を行っております。2025年4月には待望の1万円（税抜）の新商品をロフトにて先行発売しております。

この他、新規に3社との日本総輸入代理店契約を締結いたしました。韓国で大人の女性に人気のラグジュアリーコスメブランド「KAHI（カヒ）」を展開するKOREATECH社、ヴィーガンコスメブランド「athé（アッテ）」を展開するL F 社並びに韓国のスキンケアブランド「MEDIPEEL（メディピール）」を展開するSKINIDEA社です。

当社は日本でのブランド全体戦略の担当に指定されるなど、これまで韓国コスメの日本総輸入代理店事業を通じて得た知見やコスメセレクトショップの運営事業で培った接客・販売から得たデータを活かし、引き続き顧客満足を高めていくと同時に、ビジネスモデルの進化と収益性の向上を図り、マーケットでのシェア拡大、企業価値向上に努めてまいります。

一方で当社初となるオリジナルプライベートブランドの化粧品開発を行いました。第一弾として企画開発した「日本製のシナジー美容液シリーズ」4商品を発売し、2025年3月時点で販売数1,000本（当社直営店のみでの実績）を突破しました。さらに2025年1月に医薬部外品「透白ナノビタシリーズ」ジェリーとクリームの2商品を発売しました。今後も新製品の開発を進め、将来的には国内卸しや海外輸出も視野に拡大する予定です。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月20日現在)

当社の主要な事業は、ファッション事業及び美容事業であります。

ファッション事業では、実店舗とネット通販により、貴金属、時計、バッグ・雑貨、ファッション衣料及び美容商品などの販売を行っております。

美容事業では、主に、シートマスクを中心とする美容商品の卸売とネット通販を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月20日現在)

① 本社	東京都新宿区	
② 商品センター	埼玉県さいたま市岩槻区	
③ 店舗	東京都	1店舗
	埼玉県	7店舗
	千葉県	2店舗
	茨城県	1店舗
	群馬県	2店舗
	静岡県	2店舗
	愛知県	2店舗
	岐阜県	3店舗
	三重県	2店舗
	福島県	1店舗
	神奈川県	3店舗
	栃木県	1店舗
	京都府	1店舗
	合計	28店舗

(7) 使用人の状況 (2025年3月20日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
57名	4名減	39.2歳	13.1年

- (注) 1. 上記使用人数には、嘱託、臨時使用人を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時使用人の期中平均人数は、85名（1日8時間勤務換算）であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月20日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,154百万円
株式会社東和銀行	700百万円
株式会社りそな銀行	548百万円
株式会社商工組合中央金庫	200百万円
株式会社三菱UFJ銀行	143百万円
株式会社東日本銀行	89百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社の連結子会社であったMEDIHEAL JAPAN株式会社の清算終了に伴い、当事業年度より非連結決算に移行しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月20日現在)

- ① 発行可能株式総数 4,100,000株
- ② 発行済株式の総数 2,040,928株
- ③ 株主数 2,567名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
有 限 会 社 関 戸 興 産	300千株	14.7%
E V O F U N D	200千株	9.8%
関 戸 正 実	198千株	9.7%
関 戸 薫 子	62千株	3.0%
セ キ ド 従 業 員 持 株 会	36千株	1.7%
セ キ ド 役 員 持 株 会	29千株	1.4%
株 式 会 社 S B I 証 券	18千株	0.9%
楽 天 証 券 株 式 会 社	17千株	0.8%
浦 田 圭 子	15千株	0.7%
鈴 木 大 晴	12千株	0.6%

(注) 持株比率は自己株式 (3,586株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2025年3月20日現在)
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

2020年9月25日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権
第7回新株予約権

新株予約権の総数	2,930個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 293,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり591円
新株予約権の払込期日	2020年10月13日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 335円
新株予約権の行使期間	2020年10月14日から2030年10月13日まで
割当先	当社取締役 3名 2,495個 当社監査役 3名 160個 当社従業員 29名 145個 当社子会社取締役 1名 130個

(注) 2025年3月20日現在の残高： 2,560個

2021年3月25日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権
第8回新株予約権

新株予約権の総数	985個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 98,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり231円
新株予約権の払込期日	2021年4月13日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 854円
新株予約権の行使期間	2021年4月14日から2031年4月13日まで
割当先	当社取締役 3名 810個 当社監査役 3名 35個 当社従業員 10名 120個 当社子会社取締役 1名 20個

(注) 2025年3月20日現在の残高： 870個

2021年6月17日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権
第9回新株予約権

新株予約権の総数	505個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 50,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり1,580円
新株予約権の払込期日	2021年7月7日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 1,871円
新株予約権の行使期間	2021年7月8日から2031年7月7日まで
割当先	当社取締役 3名 270個 当社監査役 3名 15個 当社従業員 10名 95個 当社顧問 3名 120個 当子会社取締役 1名 5個

(注) 2025年3月20日現在の残高： 480個

2021年12月10日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権
第10回新株予約権

新株予約権の総数	620個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 62,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり946円
新株予約権の払込期日	2021年12月28日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 1,030円
新株予約権の行使期間	2021年12月29日から2031年12月28日まで
割当先	当社取締役 3名 450個 当社監査役 3名 15個 当社従業員 10名 80個 当社顧問 2名 60個 当子会社取締役 2名 15個

(注) 2025年3月20日現在の残高： 595個

2022年5月19日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権
第11回新株予約権

新株予約権の総数	560個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 56,000株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権 1 個当たり 1 円
新株予約権の払込期日	2022年 6 月 3 日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株につき 810円
新株予約権の行使期間	2022年6月6日から2032年6月5日まで
割当先	当社取締役 3 名 450個 当社監査役 3 名 15個 当社従業員 7 名 35個 当社顧問 3 名 60個

(注) 2025年 3 月20日現在の残高： 550個

2022年11月24日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権
第12回新株予約権

新株予約権の総数	525個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 52,500株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権 1 個当たり 1 円
新株予約権の払込期日	2022年12月 9 日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株につき 814円
新株予約権の行使期間	2022年12月12日から2032年12月11日まで
割当先	当社取締役 3 名 410個 当社監査役 3 名 15個 当社従業員 7 名 35個 当社顧問 3 名 60個 当社子会社取締役 1 名 5 個

(注) 2025年 3 月20日現在の残高： 515個

2023年6月21日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権
第13回新株予約権

新株予約権の総数	695個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 69,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり1円
新株予約権の払込期日	2023年7月6日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 628円
新株予約権の行使期間	2023年7月7日から2033年7月6日まで
割当先	当社取締役 3名 460個 当社監査役 3名 15個 当社従業員 4名 20個 当社顧問 1名 100個 当社子会社取締役 1名 100個

(注) 2025年3月20日現在の残高： 695個

2023年12月22日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権
第14回新株予約権

新株予約権の総数	685個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 68,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり1円
新株予約権の払込期日	2024年1月10日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 572円
新株予約権の行使期間	2024年1月10日から2034年1月9日まで
割当先	当社取締役 3名 600個 当社監査役 3名 15個 当社従業員 4名 20個 当社顧問 1名 50個

(注) 2025年3月20日現在の残高： 685個

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年3月20日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	関 戸 正 実	株式会社リニアスタッフ 代表取締役 株式会社ビューティーシルクロードグローバル 代表取締役
取 締 役	弓 削 英 昭	執行役員管理部長 株式会社リニアスタッフ 取締役
取 締 役	小手川 大 助	一般財団法人キャノングローバル戦略研究所 アドバイザー 株式会社ストリーム 社外取締役 大分県立芸術文化短期大学理事長兼学長
常 勤 監 査 役	田 中 渉 吾	ハルシオングループ株式会社 代表取締役 株式会社リニアスタッフ 監査役
監 査 役	杉 井 孝	弁護士法人杉井法律事務所社員 弁護士 株式会社アドバネクス 社外取締役
監 査 役	西 川 徹 矢	笠原総合法律事務所 弁護士 株式会社太平エンジニアリング 社外監査役 一般財団法人日本宇宙安全保障 監事 公益財団法人講道館 理事

- (注) 1. 取締役小手川大助氏は社外取締役であります。
2. 監査役田中渉吾氏、杉井孝氏及び西川徹矢氏は社外監査役であります。
3. 当社は取締役小手川大助氏及び監査役田中渉吾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役（社外取締役・社外監査役を含む）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び訴訟費用）が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合には填補の対象としませんこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

a. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

・基本方針

当社の取締役の報酬は各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

・基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社の業績、役位、職責、在任年数、貢献度、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長関戸正実はその具体的内容の決定について委任するものとする。権限を委任する理由は、各取締役及び担当部門の業績に関する評価を全体的に行うことについて、代表取締役社長が最も適していると判断したことによる。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業、担当部門の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役の助言に従って決定をしなければならないこととする。

b. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	3 名 (1 名)	49,323千円 (6,000千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (3 名)	12,000千円 (12,000千円)
合 計 (うち社外役員)	6 名 (4 名)	61,323千円 (18,000千円)

- (注) 1. 取締役の報酬額は、1989年5月18日開催の第27期定時株主総会において、年額180,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は14名です。
2. 監査役の報酬額は、1994年5月16日開催の第32期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
3. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等の該当はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

- a. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 取締役小手川大助氏は、一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所アドバイザー、株式会社ストリームの社外取締役及び大分県立芸術文化短期大学理事長兼学長であります。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。
 - 監査役田中渉吾氏は、ハルシオングループ株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。また、同氏は、当社の非連結子会社である株式会社リニアスタッフの監査役であります。
 - 監査役杉井孝氏は、弁護士法人杉井法律事務所の社員及び株式会社アドバネクスの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - 監査役西川徹矢氏は、笠原総合法律事務所の弁護士、株式会社太平洋エンジニアリングの社外監査役、一般財団法人日本宇宙安全保障の監事及び公益財団法人講道館の理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	小手川大助	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席しました。大蔵省時代から現在に至るまでの豊富な経験から国際金融に深い見識を持ち、グローバルな知見と見識から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。同氏は、より独立的な立場から経営全般における助言・提言を行うとともに、取締役報酬決定の際にも助言を行っております。
監査役	田 中 渉 吾	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。企業経営に関与した豊富な経験や実績、幅広い知識と専門的知見を有しており、客観的な立場から取締役会において業績その他の経営環境を把握し、意見を述べております。また、監査役会においても適宜必要な発言を行い、取締役との定期的な意見交換を実施しております。
監査役	杉 井 孝	当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回に出席し、監査役会10回のうち8回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験から、法務及び経営に関する相当程度の知見を有しており、客観的な立場から取締役会において業績その他の経営環境を把握し、意見を述べております。また監査役会においても適宜必要な発言を行い、取締役との定期的な意見交換を実施しております。
監査役	西 川 徹 矢	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験から、法務及び経営に関する相当程度の知見を有しており、客観的な立場から取締役会において業績その他の経営環境を把握し、意見を述べております。また監査役会においても適宜必要な発言を行い、取締役との定期的な意見交換を実施しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

K D A 監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	13,500千円
・当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会は、コンプライアンス基本規程を定め、各取締役が、法令及び定款に適合した職務の執行を行い、社会的責任を果たし、企業倫理を遵守することを確認します。
 - ・取締役は、当社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役会に報告します。
 - ・監査役は、当社の法令遵守体制に問題があると認めるときは、取締役会において意見を述べるとともに、改善策の策定を求めます。
- b. 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役は、従業員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うこと等により、コンプライアンス基本規程の周知を図るとともに、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を徹底します。
 - ・取締役会は、執行担当取締役・従業員の職務執行について、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細を定めます。
 - ・取締役会は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として直接通報を行う手段を確保するものとし、その手段の一つとして管理部または内部監査室を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、通報者の保護を確保した内部通報規程に基づきその運用を行います。
 - ・内部監査室は、法令・定款・社内規程・各種マニュアル等に基づいた業務処理の遵守状況を定期的に監査するとともに、内部通報システムが有効に機能しているかを確認し、実行状況を監視します。
 - ・監査役は、当社の内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、取締役会において意見を述べるとともに、改善策の策定を求めます。
- c. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の経営判断、執行に関する議事録、決裁その他重要な情報は、文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、適切に管理・保存します。また、取締役及び監査役又は必要な関係者が法に基づいてこれらの文書等を開覧できる体制を整備します。

- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は、取締役、従業員の職務執行が効率的に行われることを確保するため、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程など、必要な組織運営に関わる規程を定めます。
 - ・取締役会は、意思決定の迅速化のために、経営会議を必要に応じて開催し、経営課題の検討を行い、取締役会の意思決定を補佐する体制を図ります。
 - ・取締役会は、ITの適切な利用を通じて業務の効率化を推進します。月次の業績を、ITを積極的に活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役及び取締役会に報告します。取締役会は、この結果のレビューを行い、担当取締役に目標未達の要因の分析、その要因の排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正します。
 - ・各事業部門を担当する取締役は、各事業部門が実施すべき具体的な施策を定めるとともに、効率的な業務遂行体制の改善を図ります。
- e. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社は、業務執行に関わるリスクを個別、具体的に認識し、その把握と個々のリスクについて未然に回避する体制、及び事故発生時にその損失を最小化するための管理体制を整えます。またリスク管理規程によりリスク管理体制構築及び運用を行い、各部門はそれぞれの部門に関するリスクの管理、運用を実行し、各部門長は、リスクの管理状況を適宜取締役会・監査役に報告します。
- f. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・取締役会は子会社管理に関する規程を定め当社グループの事業運営を実施し、子会社の重要事項については取締役会の事前承認を義務付けています。
 - ・当社監査役及び内部監査室は子会社に対する定期、臨時の監査を実施し、取締役会にその結果を報告します。
 - ・取締役会は子会社に対し法令・定款の遵守及び必要なリスクマネジメントを実施するとともにグループ一体となったコンプライアンス体制を推進します。
 - ・取締役会は子会社における会計システムを共通の会計システムを導入することにより経営資源の有効活用とグループ経営の効率化を図ります。
- g. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- 監査役は、内部監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができます。

- h. 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項
内部監査室の従業員の任命、人事異動、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得ます。
- i. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、取締役及び従業員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告します。
 - ・取締役会は、監査役が、取締役、従業員、会計監査人と定期又は不定期に、協議意見交換を行う体制を整備します。
- j. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は、監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また監査役が内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図れる体制を整備します。
 - ・取締役・従業員は、監査役監査に対する理解を深め、監査役のヒヤリング等の要請に協力し、監査役監査の実効性を確保します。
 - ・取締役は、監査役の求めがあるときは、監査役が職務執行上、弁護士・公認会計士・税理士などの外部専門家との連携を図れる環境を整備します。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

- a. 取締役は法令、定款及びコンプライアンス基本規程に則って業務執行しております。また、従業員に対してもコンプライアンス基本規程の周知を図る等、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識の徹底を図っております。
- b. 当事業年度において、取締役会は12回開催され、重要事項の審議・決定、事業部門担当取締役からの業務執行状況の報告、業務執行にかかるリスクの有無の把握等を通じ、業務執行の適正を確保することについて監督、実行を図っております。
- c. 内部通報システムについて、内部通報規程に基づき適正に運用されております。
- d. 監査役は、取締役会をはじめ重要な会議への出席、会計監査人、内部監査部門との協議意見交換を行い、業務の適正性監査の実効性を確保しております。
- e. 監査役の職務を補助すべき使用人の独立性は、基本方針に従い十分確保されています。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主への利益還元を会社として取り組むべき重要事項の1つと捉えており、利益還元の方法として積極的かつ安定的な配当を実施していく方針としております。

また、当社は会社法第459条第1項に基づき、取締役会の決議をもって機動的に剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めており、毎期末の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

しかしながら、当事業年度におきまして当期純損失を計上する結果となったことから、誠に遺憾ながら配当につきましては見送らせていただくことといたしました。

貸 借 対 照 表

(2025年3月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,551,968	流 動 負 債	3,584,519
現 金 及 び 預 金	504,166	支 払 手 形	7,574
売 掛 金	515,151	買 掛 金	481,892
商 品	2,274,581	1年内償還予定の社債	70,000
前 渡 金	40,592	短 期 借 入 金	2,390,637
前 払 費 用	16,314	1年内返済予定の長期借入金	133,228
未 収 入 金	8,933	リ ー ス 債 務	2,797
預 け 金	129,168	未 払 金	198,679
そ の 他	78,859	未 払 費 用	37,104
貸 倒 引 当 金	△15,798	未 払 法 人 税 等	19,300
固 定 資 産	1,217,607	契 約 負 債	15,957
有 形 固 定 資 産	690,909	預 り 金	223,297
建 物	195,781	そ の 他	4,051
工 具 器 具 及 び 備 品	63,077	固 定 負 債	951,649
土 地	429,273	社 債	185,000
リ ー ス 資 産	2,778	長 期 借 入 金	321,103
無 形 固 定 資 産	14,486	リ ー ス 債 務	3,892
ソ フ ト ウ ェ ア	14,486	退 職 給 付 引 当 金	90,116
投 資 そ の 他 の 資 産	512,211	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	109,800
投 資 有 価 証 券	124,088	資 産 除 去 債 務	139,152
関 係 会 社 株 式	15,000	長 期 預 り 保 証 金	29,980
差 入 保 証 金	350,766	長 期 未 払 金	52,309
そ の 他	22,355	繰 延 税 金 負 債	20,295
資 産 合 計	4,769,575	負 債 合 計	4,536,169
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	160,033
		資 本 金	10,000
		資 本 剰 余 金	504,378
		資 本 準 備 金	185,820
		そ の 他 資 本 剰 余 金	318,557
		利 益 剰 余 金	△349,284
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△349,284
		繰 越 利 益 剰 余 金	△349,284
		自 己 株 式	△5,060
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	70,334
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	70,334
		新 株 予 約 権	3,037
		純 資 産 合 計	233,406
		負 債 純 資 産 合 計	4,769,575

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年3月21日から
2025年3月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	7,494,389
売 上 原 価	5,241,676
売 上 総 利 益	2,252,712
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,529,496
営 業 損 失	276,784
営 業 外 収 益	14,291
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,638
助 成 金 収 入	6,060
そ の 他 営 業 外 収 益	4,592
営 業 外 費 用	66,878
支 払 利 息	51,463
社 債 利 息	1,113
社 債 発 行 費	5,175
為 替 差 損	5,147
そ の 他 営 業 外 費 用	3,979
経 常 損 失	329,370
特 別 利 益	135,638
関 係 会 社 清 算 益	135,638
特 別 損 失	295,893
訴 訟 関 連 損 失	19,824
減 損 損 失	276,069
税 引 前 当 期 純 損 失	489,626
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	20,990
法 人 税 等 調 整 額	34,760
当 期 純 損 失	545,377

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年3月21日から)
(2025年3月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
2024年3月21日 期 首 残 高	10,000	185,820	318,557	504,378	226,653	226,653
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当					△30,560	△30,560
当期純損失 (△)					△545,377	△545,377
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△575,938	△575,938
2025年3月20日 期 末 残 高	10,000	185,820	318,557	504,378	△349,284	△349,284

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2024年3月21日 期 首 残 高	△5,046	735,985	44,450	44,450	5,804	786,240
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当		△30,560				△30,560
当期純損失 (△)		△545,377				△545,377
自己株式の取得	△13	△13				△13
株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額 (純額)			25,884	25,884	△2,766	23,117
事業年度中の変動額合計	△13	△575,951	25,884	25,884	△2,766	△552,834
2025年3月20日 期 末 残 高	△5,060	160,033	70,334	70,334	3,037	233,406

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない

株式等以外のもの

市場価格のない

株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

単品管理商品…個別法

それ以外 …移動平均法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～17年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

- ③ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① ファッション事業

ファッション事業においては、主に輸入ブランドファッション商品、韓国コスメ等の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で、顧客が当該商品に対する支配を獲得して履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

なお、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に顧客から受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

② 美容事業

美容事業においては、主に韓国コスメ商品の卸売と公式インターネットサイトでの販売を行っております。卸売については商品売買基本契約に基づき継続取引を行っており、顧客の検収により当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されますが、出荷から検収までの期間が通常の期間であることから、商品を出荷した時点で収益を認識しております。また、公式インターネットサイトでの販売については、商品の納品時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されますが、出荷から納品までの期間が通常の期間であることから、当該商品の出荷時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 690,909千円

無形固定資産 14,486千円

減損損失 276,069千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社では、固定資産について収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合には、回収可能価額まで帳簿価額を減額し、差額を減損損失として処理する方法を採用しております。継続的な営業赤字や回収可能価額を著しく低下させる使用方法の変化等により減損の兆候があると認められる場合には、当該資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより、減損損失認識の要否を判定する方法を採用しております。減損損失認識の要否の判定には、今後の事業計画に基づく見積りキャッシュ・フロー等の仮定を用いております。

なお、当該判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、翌期以降の事業計画に基づいているため、将来の経営環境の変化等により事業計画に用いた仮定の見直しが必要になった際は、将来キャッシュ・フローの見直しも必要になり、重要な影響が生じた場合、翌事業年度において、減損損失を認識する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

商品	1,293,300千円
土地	429,273千円
投資有価証券	107,157千円
差入保証金	75,000千円
計	1,904,730千円

② 担保に係る債務

短期借入金	1,681,888千円
1年内返済予定の長期借入金	40,572千円
長期借入金	125,422千円
計	1,847,882千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 729,339千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	2,040千株	一千株	一千株	2,040千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	3千株	0千株	一千株	3千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年5月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	30,560	15	2024年3月20日	2024年6月19日

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

当事業年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

第7回新株予約権	普通株式	256千株
第8回新株予約権	普通株式	87千株
第9回新株予約権	普通株式	48千株
第10回新株予約権	普通株式	59千株
第11回新株予約権	普通株式	55千株
第12回新株予約権	普通株式	51千株
第13回新株予約権	普通株式	69千株
第14回新株予約権	普通株式	68千株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
商品評価損	24,469千円
有価証券評価損	36,858千円
退職給付引当金	31,171千円
役員退職慰労引当金	37,979千円
繰越欠損金	897,725千円
減損損失	377,253千円
資産除去債務	48,132千円
貸倒引当金	78,659千円
その他	2,197千円
繰延税金資産小計	1,534,447千円
評価性引当額	△1,534,447千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	8,743千円
資産除去債務に対応する除去費用	11,552千円
繰延税金負債合計	20,295千円
繰延税金負債の純額	20,295千円

※決算日後における法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降に開始する事業年度から防衛特別法人税が課されることになりました。

これに伴い、2027年3月21日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が変更されます。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。資金調達は、設備投資計画等に照らして、主に社債及び銀行借入により調達しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び預け金は、顧客のクレジットカード決済による売上代金の未収金やテナントとして入居する店舗での売上金の預け金であります。一部、法人等を相手先とする売掛金については当該法人等の信用リスクに晒されております。

店舗等の賃貸借契約に基づく差入保証金は、預託先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務上の関係により保有する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資資金として調達したものであり、返済日は決算日後、最長4年9か月後であります。これらは、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

(i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程等に従い、営業債権、差入保証金について、各管理部署が主要な相手先の状況を定期的にモニタリングし、相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図る等の方法により、信用リスクを管理しております。

(ii) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）等の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直す等の方法により、市場価格の変動リスクを管理しております。

(iii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、営業債務等について、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新する等の方法により、流動性のリスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月20日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投 資 有 価 証 券	124,088千円	124,088千円	－千円
(2) 差 入 保 証 金	350,766	333,922	△16,844
資 産 計	474,855	458,011	△16,844
(1) 社 債	185,000	177,501	△7,498
(2) 長 期 借 入 金	321,103	244,743	△76,359
(3) リース債務（固定）	3,892	3,696	△196
(4) 長 期 未 払 金	52,309	50,529	△1,779
(5) 長 期 預 り 保 証 金	29,980	22,395	△7,584
負 債 計	592,284	498,866	△93,418

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「預け金」、「支払手形及び買掛金」、「1年内償還予定の社債」、「短期借入金」、「1年内返済予定の長期借入金」、「リース債務（流動）」、「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式	15,000

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	124,088	—	—	124,088
資産計	124,088	—	—	124,088

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	333,922	—	333,922
資産計	—	333,922	—	333,922
社債	—	177,501	—	177,501
長期借入金	—	244,743	—	244,743
リース債務（固定）	—	3,696	—	3,696
長期未払金	—	50,529	—	50,529
長期預り保証金	—	22,395	—	22,395
負債計	—	498,866	—	498,866

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金及び長期預り保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金、リース債務（固定）及び長期未払金

元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都その他の地域において、賃貸用の土地・建物を有しております。2025年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は30,805千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度 期首残高	当事業年度 増減額	当事業年度 期末残高	
429,273千円	－千円	429,273千円	488,293千円

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産調査報告書に基づく金額であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額であります。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	ファッション	美容	賃貸部門	計		
貴金属	481,639	－	－	481,639	－	481,639
時計	749,129	－	－	749,129	－	749,129
バッグ・雑貨	1,951,035	－	－	1,951,035	－	1,951,035
美容	938,499	3,157,715	－	4,096,215	－	4,096,215
その他	－	－	－	－	180,968	180,968
顧客との契約から 生じる収益	4,120,304	3,157,715	－	7,278,020	180,968	7,458,989
その他の収益	－	－	35,400	35,400	－	35,400
外部顧客への売上高	4,120,304	3,157,715	35,400	7,313,420	180,968	7,494,389

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、外商部門等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,047,421
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	515,151
契約負債（期首残高）	22,296
契約負債（期末残高）	15,957

契約負債は、主に商品の納品前に顧客から受け取った前受金のほか、当社が運営するポイント制度に係る顧客に付与したポイントであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、22,296千円であります。

契約負債の増減は、前受金の受け取り及びポイント付与による増加と収益認識による減少であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	15,957

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 113円07銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 267円69銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

(減損損失に関する注記)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

① 減損損失を認識した資産グループの概要及び減損損失の内訳

用 途	場 所 等	種 類	減 損 損 失
店 舗 等	東 京 都	建 物 ・ ソ フ ト ウ ェ ア 等	26,785千円
店 舗 等	埼 玉 県	建 物 等	72,854千円
店 舗	愛 知 県	建 物 等	21,741千円
店 舗	茨 城 県	建 物 等	18,508千円
店 舗	神 奈 川 県	建 物 等	16,813千円
店 舗	岐 阜 県	建 物 等	12,115千円
店 舗	京 都 府	建 物 等	19,877千円
店 舗	千 葉 県	建 物 等	30,065千円
店 舗	栃 木 県	建 物 等	14,759千円
店 舗	福 島 県	建 物 等	25,783千円
店 舗	三 重 県	建 物 等	16,764千円
合 計			276,069千円

減損損失の主な種類別の内訳

建物	189,391千円
構築物	1,605千円
工具器具及び備品	63,074千円
リース資産（有形）	4,928千円
ソフトウェア	6,907千円
投資その他の資産その他（長期前払費用）	10,162千円

② 減損損失の認識に至った経緯

店舗につきましては、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている資産グループについて、減損の兆候を検討し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。

③ 資産のグルーピングの方法

資産のグルーピングは、主として独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位である店舗単位としております。

④ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を零として評価しております。

(退職給付に関する注記)

① 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金制度の60%相当額について確定拠出型年金制度を採用し、残額については確定給付型の退職一時金制度を採用しております。

② 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、5,559千円であります。

③ 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	81,843千円
勤務費用	4,560千円
利息費用	810千円
数理計算上の差異の発生額	△9,779千円
退職給付の支払額	△4,958千円
退職給付債務の期末残高	72,476千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	72,476千円
未積立退職給付債務	72,476千円
未認識過去勤務費用	△3,591千円
未認識数理計算上の差異	21,231千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	90,116千円
退職給付引当金	90,116千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	90,116千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	4,560千円
利息費用	810千円
数理計算上の差異の費用処理額	△3,947千円
過去勤務費用の費用処理額	1,026千円
確定給付制度に係る退職給付費用	2,448千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.63%

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社セキド
取締役会 御中

KDA監査法人

東京都中央区

指 定 社 員	公認会計士	濱 村	則 久
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	毛 利	優
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セキドの2024年3月21日から2025年3月20日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月21日から2025年3月20日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

株 式 会 社 セ キ ド 監 査 役 会

常勤監査役(社外監査役) 田 中 渉 吾 ⑩

社 外 監 査 役 杉 井 孝 ⑩

社 外 監 査 役 西 川 徹 矢 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役3名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（3名）が任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
1	せき とう まさ み 関 戸 正 実 (1957年1月2日)	1993年2月 当社入社 1993年5月 当社取締役 1993年9月 当社常務取締役 1995年5月 当社取締役 1997年1月 当社常務取締役 1997年5月 当社取締役副社長 2000年2月 当社代表取締役社長 2010年11月 当社取締役 2011年3月 当社代表取締役会長兼CEO(最高経営責任者) 2011年7月 当社代表取締役会長兼CEO(最高経営責任者) 兼営業本部長兼ファッション事業部長兼経営企画室担当 2012年2月 当社代表取締役社長兼営業本部長兼ファッション事業部長 2012年4月 株式会社ストリーム社外取締役 2012年5月 当社代表取締役社長 2013年9月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2014年8月 当社代表取締役社長兼営業本部長兼ファッション事業部長 2015年2月 当社代表取締役社長（現任） 2020年5月 株式会社リニアスタッフ代表取締役（現任） 2020年11月 Beauty Silk Road International Co., Ltd. 取締役 2021年1月 株式会社ビューティーシルクロードグローバル代表取締役（現任） 2021年10月 MED I HE A L J A P A N株式会社代表取締役	202, 353株
【取締役候補者とした理由】 関戸正実氏は、1993年5月に当社取締役に就任し経営の意思決定に関与するとともに、2000年2月に当社代表取締役社長に就任以来、当社事業を牽引する立場として事業の伸展に力を発揮してまいりました。引き続き、経営トップとしての実績や豊富な経験に基づき、当社経営の監督及び当社事業の持続的な成長に貢献していただけるものと判断して、取締役候補者としました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
2	ゆ げ ひ で あ き 弓 削 英 昭 (1964年 8 月 9 日)	1988年 4 月 当社入社 2002年10月 当社総務部長 2003年 1 月 当社執行役員総務部長 2003年 5 月 当社取締役執行役員総務部長 2009年 3 月 当社取締役執行役員管理部長(現任) 2020年 5 月 株式会社リニアスタッフ取締役(現任) 2021年10月 MED I H E A L J A P A N株式会社 取締役	10, 715株
【取締役候補者とした理由】 弓削英昭氏は、2003年 5 月に当社取締役に就任以来、主に管理部門を管掌するとともに執行役員として、経営の意思決定及び業務執行を行い当社事業の伸展に力を発揮してまいりました。引き続き、当社経営の監督及び当社事業の持続的な成長やコーポレートガバナンスの強化に貢献していただけるものと判断して、取締役候補者となりました。			
3	こ て が わ だ い すけ 小手川 大 助 (1951年 5 月 3 日)	1975年 4 月 大蔵省(現財務省)入省 1979年 6 月 スタンフォード大学大学院経営学修士 (MBA) 1996年 6 月 大蔵省(現財務省)証券局業務課長 1998年 6 月 金融監督庁監督総括課長 2003年 7 月 財務省大臣官房審議官 2005年 7 月 同省関東財務局長 2006年 7 月 同省理財局次長 2007年 7 月 IMF日本政府代表理事 2011年 2 月 一般財団法人キャノングローバル戦略研 究所研究主幹 2011年 5 月 株式会社パルコ社外取締役 2012年 4 月 株式会社ストリーム社外監査役 2012年 5 月 当社社外取締役(現任) 2013年 5 月 いちごグループホールディングス株式会 社社外取締役 2018年 4 月 株式会社ストリーム社外取締役(現任) 2018年 5 月 あいグローバル・アセット・マネジメン ト株式会社取締役 2019年 1 月 ツネイシホールディングス株式会社社外 取締役 2020年 4 月 大分県立芸術文化短期大学理事長兼学長 (現任) 2021年 6 月 一般財団法人キャノングローバル戦略研 究所アドバイザー(現任)	11, 187株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 小手川大助氏は、大蔵省時代から現在に至るまでの豊富な経験から国際金融に深い見識を持ち、また、企業経営者としての経験を有することから、引き続き、当社経営の監督及び当社の経営推進について貢献していただけるものと判断して、社外取締役候補者となりました。同氏が選任された場合は、より独立的な立場から、経営全般に助言・提言をいただくとともに、取締役の報酬決定の際にも助言いただきます。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小手川大助氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は小手川大助氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、同氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 各候補者の所有する当社の株式の数には、セキド役員持株会における各自の持分を含めた実質保有持株数を記載しております。
5. 小手川大助氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって13年1カ月となります。
6. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険を締結しており、被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係る請求による損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が原案通り選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。
7. 当社は、小手川大助氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役田中渉吾氏及び杉井孝氏が本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
1	た な か し ょ う こ 田 中 渉 吾 (1981年 7 月31日)	2006年 4 月 株式会社STV入社 2007年10月 グローバル・ブレイン株式会社入社 2008年11月 株式会社シグマクシス入社 2010年 7 月 株式会社RHJインターナショナル・ジャ パン入社 2011年12月 株式会社シグマクシス入社 2014年11月 香港大学大学院経営学修士 (MBA) 2015年 2 月 PwCアドバイザリー入社 2017年 2 月 ラクサス・テクノロジーズ株式会社 執 行役員CFO 2018年 8 月 リカバリーキャピタル株式会社 (現ハル シオングループ株式会社) 代表取締役 (現任) 2019年 6 月 当社社外監査役 (現任) 2020年 5 月 株式会社リニアスタッフ監査役 (現任)	1,500株
2	すぎ い たかし 杉 井 孝 (1947年 1 月14日)	1969年 7 月 大蔵省 (現財務省) 入省 1984年 7 月 東京国税局間税部長 1996年 7 月 大臣官房審議官 (銀行局担当) 2000年10月 弁護士登録 杉井法律事務所所長 2002年10月 弁護士法人杉井法律事務所社員 (現任) 2006年 2 月 株式会社サーラコーポレーション社外監 査役 2010年 4 月 当社法律顧問 2010年 5 月 当社社外監査役 (現任) 2020年 2 月 株式会社サーラコーポレーション社外取 締役 (監査等委員) 2025年 6 月 株式会社アドパネクス社外取締役 (現 任)	10,631株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 各候補者は、社外監査役候補者であります。

3. 田中涉吾氏は、企業経営に関与した豊富な経験や実績、幅広い知識と専門的知見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断して社外監査役候補者となりました。
4. 杉井孝氏は、直接企業経営に関与した経験はございませんが、弁護士及び元大蔵省官僚としての豊富な経験や実績、幅広い知識と専門的知見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断して社外監査役候補者となりました。
5. 当社は田中涉吾氏及び杉井孝氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、両氏の再選が承認された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 杉井孝氏の所有する当社の株式の数には、セキド役員持株会における各自の持分を含めた実質保有持株数を記載しております。
7. 田中涉吾氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届出済です。
8. 田中涉吾氏は現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって6年となります。
9. 杉井孝氏は現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって15年となります。
10. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険を締結しており、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して負担することになる責任及び当該責任の追及に係る請求による損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が原案通り選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるKDA監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、監査役会が監査法人Bloomを会計監査人の候補とした理由は、同法人の品質管理体制、独立性、専門性、監査体制を総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正に行われることを確保する体制を整えており、会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年4月30日現在)

名 称	監査法人Bloom		
主たる事務所	東京都千代田区麹町四丁目1番地4 西脇ビル		
沿革	2022年1月5日設立		
概 要	出資金		24百万円
	構成人員	代表社員・社員	8名
		公認会計士	12名
		その他	3名
		合計	23名
	監査関与会社数		6社

以 上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
前記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してください
ますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を
会場受付にご提出くださ
い。

日 時

2025年6月18日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で 議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に
議案に対する賛否をご表示
のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月17日（火曜日）
午後5時00分到着分まで



インターネットで 議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、
議案の賛否をご入力くださ
い。

行使期限

2025年6月17日（火曜日）
午後5時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

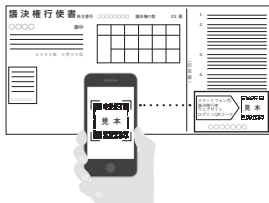
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

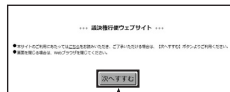
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・ パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

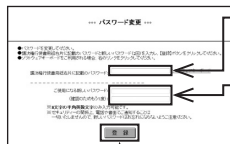
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

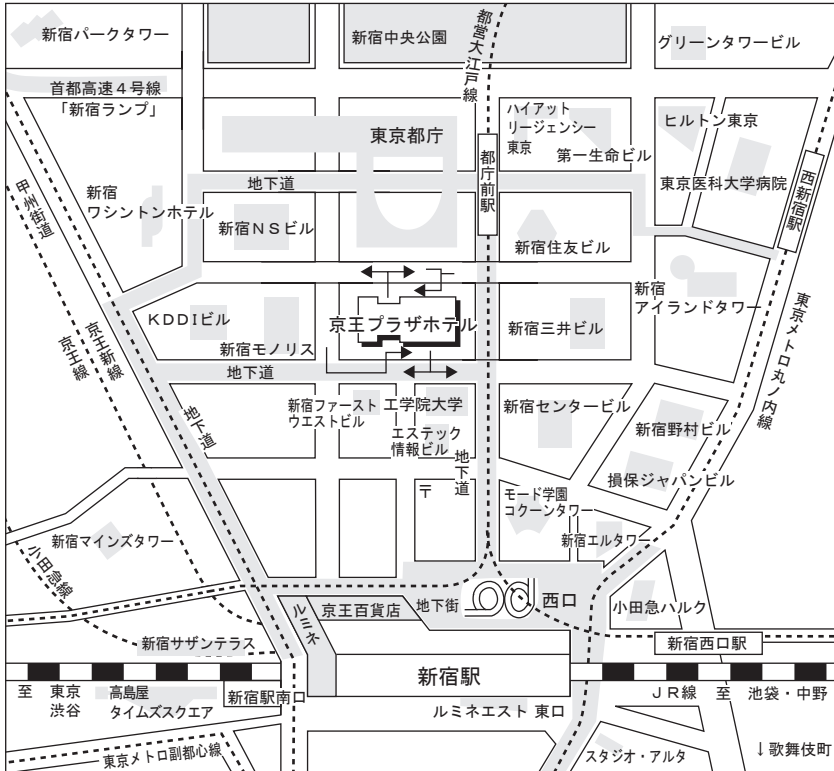
0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区西新宿二丁目 2 番 1 号

京王プラザホテル 本館43階 スターライト



●新宿駅西口より徒歩約 5 分

(J R・京王線・小田急線・地下鉄)

新宿駅西口より都庁方面への連絡地下道をまっすぐ 5 分ほど進み、地下道を出てすぐ左側にホテルがございます。

●都営大江戸線都庁前駅

地下道 B 1 出口よりすぐ

改札を出て J R 新宿駅方面に進み、B 1 出口階段を上がってすぐ右側にホテルがございます。

※駐車場のご用意はしておりませんので、公共交通機関でのご来場をお願いいたします。